

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領 【監査役設置会社用】

■表題等

□報告日

- ・当取引所への報告日を記載してください。別途、最終ページに最終更新日記入欄がありますのでご注意ください。
- ・当該報告書の内容が変更したことに伴い、当該報告書を更新・再提出する場合は、当該報告日及び最終ページの情報更新日を併せて修正してください。
- ・新規上場申請者は、上場承認日を記載してください。上場承認日以後、更新・再提出する場合は、当該報告日を記載してください。

□問合せ先

- ・担当部署及び担当部署の電話番号（代表可）を記載してください。

□URL

- ・貴社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限りです。）のURLを記載してください。

※以下の項目番号は、報告書作成入力フォームの項目番号に対応しています。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■1. 基本的な考え方

- ・コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針（方針の背景事情等を含む）、貴社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的かつ平易に記載してください。
- ・貴社にとっての株主その他のステークホルダー（株主、従業員や消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。）の位置付け、経営監視機能に対する考え方などを記載することが考えられます。
- ・監査役設置会社形態を採用している理由などを記載することが考えられます。
- ・なお、上記の基本的な考え方には、取締役等の選任、報酬、監査報酬等に関するものを含めることが考えられます。
- ・企業グループ全体における考え方について記載することも考えられます。
- ・当該内容に変更があればその都度修正してください。

■2. 資本構成

- ・直前事業年度末現在の状況を基準とします。ただし、当初の報告時においては、報告時において判明している最近の状況について記載することができるものとします。
（例）直前事業年度末現在の状況が不明である場合（4月決算会社の場合、当初報告期限の5月末までに直前事業年度末時点の状況が不明であることが考えられます。）は、

報告時において判明している最近の状況について記載してください。直前事業年度末現在の状況が確定し、それにより記載内容に変更が生じる場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後に一括して修正することが可能です。

(例) 直前事業年度末以後、当初の報告時まで、当該状況が変更していることが判明している場合は、報告時に判明している最近の状況について記載してください。

- ・当初の報告後、記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後に一括して修正することが可能です。
- ・新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」における最近の状況について記載してください。

(1) 外国人株式所有比率

- ・発行済株式数のうち、外国の法令に基づいて設立された法人等及び外国国籍を有する個人が保有する株式数の割合をいいます（有価証券報告書における定義に準ずるものとします。）。
- ・有価証券報告書様式（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」といいます。）第3号様式等）における「株式等の状況」における「所有者別状況」を参考に記載してください。

(2) 大株主の状況

- ・有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「株式等の状況」における「大株主の状況」に準じて記載してください。株主名簿に基づき記載することで差し支えありません。
- ・所有株式数は上場株式数をベースに記載してください。
- ・所有株式数の多い順に10名程度について記載してください。
- ・数字は半角で入力してください。
- ・新規上場申請者が、開示府令第2号の4様式に準じて「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」を作成している場合は、当該様式における「株主の状況」から新株予約権等を除いて記載してください。

■ 3. 企業属性

- ・直前事業年度末現在の状況を基準とします。ただし、当初の報告時においては、報告時において判明している最近の状況について記載することができるものとします。なお、売上高の記載については以下の「(連結) 売上高」欄を参照してください。

(例) 直前事業年度末現在の状況が不明である場合（4月決算会社の場合、当初報告期限の5月末までに直前事業年度末時点の状況が不明であることが考えられます。）は、報告時において判明している最近の状況について記載してください。直前事業年度末現在の状況が確定し、それにより記載内容に変更が生じる場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後に一括して修正することが可能です。

(例) 直前事業年度末以後、当初の報告時まで、当該状況が変更していることが判明している場合は、報告時に判明している最近の状況について記載してください。

- ・当初の報告後、記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後に一括して修正することが可能です。

- ・新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」における最近の状況について記載してください。

（１）上場取引所及び市場区分

- ・証券取引所の市場区分は、東京が「第一部・第二部・マザーズ」、大阪が「第一部・第二部・ヘラクレス」、名古屋が「第一部・第二部・セントレックス」、福岡が「既存市場・Q-Board」、札幌が「既存市場・アンビシャス」となっています。なお、新規上場申請者の場合、上場承認日に市場区分が未定の場合が想定されますので「未定」の区分も別途設けています。
- ・新規上場申請者が、上場承認日に市場区分が未定である場合は、当該箇所については「未定」を選択して提出してください。市場区分が確定次第、更新・再提出してください。

（２）決算期

- ・１～１２月より選択してください。

（３）業種

- ・証券コード協議会の決定による中分類の業種区分（３３種）より選択してください。

（４）（連結）従業員数

- ・連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。
- ・有価証券報告書様式（開示府令第３号様式等）における「従業員の状況」を参考に記載してください。

（５）（連結）売上高

- ・直前事業年度における年間売上高を基準とします。ただし、当初の報告時において、直前事業年度末現在の数値が不明である場合（４月決算会社などの場合、当初提出期限の５月末までに直前事業年度の数値が不明であることが考えられます。）は、前々期の年間売上高で代替するものとし、直前事業年度末現在の数値が確定し、それにより選択項目が変更になる場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後に一括して修正することができるものとします。
- ・連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。
- ・売上高として計上しない会社については、売上高に準じた項目（業種によって、例えば銀行業であれば経常収益、証券業であれば営業収益、保険業であれば正味保険料など）で代替することが可能です。

（６）親会社の有無

- ・親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」といいます。）第８条第３項に規定する親会社をいいます。以下同じ。）を有している場合に、その親会社（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか１社））の名称を記載してください。

(7) 連結子会社数

- ・連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。連結子会社が存しない場合は、「10社未満」を選択してください。

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- ・親会社や上場子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社のうち証券取引所に上場している会社をいいます。以下同じ。）を有する場合においてはその事実及び当該関係に照らしてのコーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）について記載してください。例えば、当該会社が、①親会社を有している場合には当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について、②上場子会社を有している場合には当該子会社の独立性に関する考え方・施策等について、記載することが望まれます。
- ・その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実等があれば記載してください。
- ・当該内容に変更があればその都度修正してください。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

- ・当初の報告時においては、直近の状況について記載してください。
- ・数字（人数に関する項目）は半角で入力してください。
- ・当初の報告以降、当該内容について変更があればその都度修正してください。

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態

- ・現在の組織形態について、「監査役設置会社」用と「委員会設置会社」用の2種類の様式があり、「監査役設置会社」用様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。

(2) 取締役関係

①取締役会の議長

- ・社長にはCEO（最高経営責任者）を含めるものとします。
- ・代表取締役とは、商法第261条（会社法第363条第1項第1号）に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。
- ・社外取締役とは、商法188条第2項第7号の2（会社法第2条第15号）に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。

②取締役の人数

- ・当該取締役については、報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんのでご注意ください。

③社外取締役の選任状況

(a) 社外取締役を選任している場合

イ. 社外取締役の人数

- ・当該社外取締役は、報告書の最終更新日現在の社外取締役を対象とします。社外取締役候補者は含めませんのでご注意ください。

ロ. 会社との関係(1)

☐ 属性選択項目

- ・属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。
- ・「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身」とみなします。
- ・「学者」とは大学又は大学院の教授、助教授その他これに準ずる者をいいます。
- ・複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。

☐ 会社との関係についての選択項目（※1）

- ・b. における「その他の関係会社」とは財務諸表等規則第8条第16項第4号に規定するその他の関係会社をいいます。
- ・a. 及びb. における「出身」とは、現在又は過去において当該会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身」とみなします。
- ・c. における「大株主」とは発行済株式（自己株式を除きます。）の総数の10%以上の株式を有する者をいうものとします。なお、当該社外取締役が当該会社以外の他の会社で現在勤務している場合における当該他の会社が大株主である場合も含めるものとします。
- ・e. 及びf. における「執行役等」とは、執行役のほか、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人をいいます（会社法施行規則第124条第1号又は第3号に準ずるものとします）。
- ・f. における「特定関係事業者」とは会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいいます。なお、f. については当該会社が把握している範囲での回答でかまいません。
- ・g. における「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益をいいます。
- ・「責任限定契約」とは、社外取締役の責任に関して、定款の定めに基づき、会社と社外取締役とが契約を締結することで一定の責任限度額をあらかじめ定めることをいいます（会社法第427条第1項の契約をいいます。）。

ハ. 会社との関係(2)

☐ 適合項目に関する補足説明

- ・会社との関係に関する適合項目の内容について、補足して説明する場合に具体的かつ平易に記載してください。例えば、「a. 親会社出身である」に該当する場合、それが30年前に1年程度勤務していたのか、昨年まで数十年も勤務していたかで、

親会社との実質的な関係は異なると推察されるため、当該事実関係については具体的に記載することが望まれます。

- ・適合項目の内容について、社外取締役自身の意見があるときは、その意見の概要を併せて記載することが考えられます。

□当該社外取締役を選任している理由

- ・会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。
- ・当該社外取締役の専門性と貴社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。
- ・経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。
- ・当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでもかまいません。

二. その他社外取締役の主な活動に関する事項

- ・全社外取締役の活動についてまとめて記載することが可能です。
- ・直前事業年度（就任してから間もない社外取締役については就任以降）の出席状況について記載することが考えられます。
(例) 取締役会を○回開催したうち出席が○回、就任してからの出席率は○%など。
- ・直前事業年度（就任してから間もない社外取締役については就任以降）の取締役会で発言があった場合は、その主な内容について記載することが考えられます。この場合、貴社の機密事項についてまでの記載は要しません。
- ・社外取締役の意見により当該会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたことがあればその主な内容を記載することが考えられます。
- ・当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外取締役が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為などがあればその主な内容を記載することが考えられます。

(b) 社外取締役を選任していない場合

□現状の体制を採用している理由

- ・貴社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。
- ・例えば、社外のチェックという観点からは、社外監査役（以下、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項（会社法第2条第16号）に規定する社外監査役をいいます。）による監査を実施していることも考えられ、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていることなどが当該体制の採用理由として記載することが考えられます。
- ・経営監視機能の客観性及び中立性の確保に対する考え方を含めて記載することが考えられます。

- ・社外取締役の導入を検討したことがある場合は、その採用を見送った理由も併せて記載することが考えられます。

(3) 監査役関係

①監査役会の設置の有無

- ・監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。

②監査役の人数

- ・監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補者は含めませんのでご注意ください。

③監査役と会計監査人の連携状況

- ・貴社における監査役と会計監査人の連携状況について記載してください。
- ・監査役と会計監査人との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。
- ・会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することも考えられます。

④監査役と内部監査部門の連携状況

- ・「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。
- ・当該会社で内部監査部門を設置している場合に、貴社における監査役と内部監査部門の連携状況について記載してください。
- ・監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合の頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。

⑤社外監査役の選任状況

- ・社外監査役とは、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項（会社法第2条第16号）に規定する社外監査役をいいます。以下同じ。
- ・1.（2）③「社外取締役の選任状況」における記載要領を準用することとします。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。

(4) インセンティブ関係

①取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

- ・ストックオプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。
- ・業績連動型報酬制度を導入しているときは、補足説明において、その評価の指標や目標水準及び支給の連動幅などについて記載することが望まれます。
- ・ストックオプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望まれます。
- ・その他のインセンティブに関する施策等を実施している場合は、「その他」を選択し、補足説明において当該内容について記載してください。

- ・取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を補足説明欄に記載してください。

②ストックオプションの付与対象者について

- ・ストックオプション制度採用会社のみ回答してください。
- ・「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいうものとします。
- ・付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。
- ・ストックオプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況について補足説明欄に記載することが考えられます。

(5) 取締役報酬関係

- ・「開示状況」について、取締役の報酬を個別に開示している場合（報酬額上位の者についてのみ個別開示しているような場合も含みます。）は、当該選択項目のうち「その他」を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。
- ・監査役報酬等も含めて、社内・社外別総額を開示している場合は、当該選択項目のうち「社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示」を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。
- ・補足説明において、営業報告書（事業報告）で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考えられます。例えば、貴社のホームページに掲載するなどして公衆縦覧に供している場合は、その旨を記載することなどが考えられます。
- ・報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してください。有価証券報告書等で開示している場合は、その開示方法に準じて記載してください。
- ・新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」において報酬額を開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合に含めるものとします。

(6) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

- ・社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がある場合はその旨（専従スタッフである場合はその旨）及び担当内容を記載してください。
- ・社外取締役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。
 （例）社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対価としての報酬水準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監査役への事前説明の概要（資料の事前配布及び事前説明の有無）などが考えられます。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- ・貴社における業務執行、監査・監督の方法について概要を記載してください。この場合において、経営会議、執行役員会、常務会等を経る場合も、その開催状況等を含めて記載してください。
- ・業務執行、監督機能等を強化するプロセスを導入している場合に、その内容について記載することが望まれます。例えば、経営諮問委員会、アドバイザリーボードをはじめとする諮問委員会などを設置している場合など、貴社において実施している施策等があれ

ばその状況について記載することが考えられます。各種委員会については、構成メンバーの概要、選定方法、選定理由及び役割、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが望まれます。

- ・監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、特別なプロセスを導入している場合に、その概要について記載することが望まれます。
- ・監査の状況としては、監査の組織・人員及び手続等、公認会計士の氏名・継続監査年数等を記載することが考えられます。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

- ・当初の報告時においては、直近の状況について記載してください。
- ・当初の報告以降、当該内容に変更があればその都度修正してください。
- ・新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「その他」を選択し、補足説明においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

- ・該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。
- ・a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日よりも3営業日以上前に発送した場合はいいです。
- ・b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。）をいいです。
- ・c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができる環境にある場合はいいです。この場合、補足説明において、その概要を記載することが望まれます。例えば、(株)ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパンの意）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も電磁的方法による議決権の行使に該当すると考えられます。
- ・その他、貴社ホームページへの招集通知の掲載、招集通知の英訳版の作成など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施している場合には、「d. その他」を選択し、補足説明においてその概要を記載することが考えられます。
- ・補足説明において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の招集日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社としての姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。

■ 2. IRに関する活動状況

- ・該当項目にチェックするとともに、代表者自身による説明の有無を選択してください。該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。
- ・「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長（CEO、COO等の社を代表する立場にある者を含みます。）その他の代表取締役を指すものとします。
- ・a. ～c. における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に1回など、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安とします。）で説明会を開催している

場合をいうものとします。この場合における補足説明では、I R活動の実施時期（実施年月日）、実施内容（説明者や説明内容の概略など）、参加者の属性及びその数（上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限ります。）などを記載することが望まれます。

- ・ d. における「I R資料」とは、当該会社が作成する書類又は調製する電磁的ファイルであって、投資者等（投資者、証券アナリスト、取引先又は株主）による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補足説明では、I Rに関するURL、ホームページにおいて掲載している投資者向け情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知）の種類等について記載することが望まれます。
- ・ e. における補足説明においては、I R担当部署名、I R担当役員（当該上場会社のI R活動に関し責任を負う者をいいます。）及びI R事務連絡責任者（当該上場会社のI R活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。）等が存すれば記載することが望まれます。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

- ・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。
- ・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者のことをいいます。
- ・ b. における補足説明においては、具体的な実施内容について（企業による報告書（環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々）の作成、公開など）記載することが望まれます。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。
- ・ 当初の報告時においては、直近の状況について記載してください。
- ・ 当初の報告以降、当該内容に変更があればその都度修正してください。

□ 基本的な考え方

- ・ 経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくかについて、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保する観点から貴社の考え方（基本方針）を記載してください。

□ 整備状況

- ・ 経営者が内部統制に関する体制や環境をどのように構築しているか、その状況について記載することが考えられます。
- ・ 構築したシステムが設計したとおり運用され、成果を上げているかを検証できる仕組みとなっているかについての説明に加え、経営面への貢献等について記載することが考えられます。
- ・ コンプライアンス体制の整備状況として、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定

款に適合することを確保するための体制を構築している場合には当該内容（社内におけるコンプライアンス規範や倫理規範の策定・公開、内部通報制度の構築の有無、内部通報制度と適時開示体制との関連性など）について記載することが望まれます。

- ・リスク管理体制の整備状況として、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築している場合には当該内容（様々なリスクの発生に対する未然防止手続きや、発生した際の対処方法等を定めた社内規程の整備等があればその概要など）について記載することが望まれます。
- ・情報管理体制として、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備している場合には当該内容（各種情報の記録の方法や保存年数等）について記載することが望まれます。
- ・会計監査人の内部統制に関する事項について記載することが考えられます。
- ・グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載することが考えられます。

□模式図（参考資料）の添付について

- ・内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。
- ・株主総会、取締役会及び監査役（会）の相互の関係及び貴社固有の経営会議、アドバイザリーボード等の諮問委員会などの設置状況に加えて、内部統制システム、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。

V その他

- ・当初の報告時においては、直近の状況について記載してください。
- ・当初の報告以降、当該内容に変更があればその都度修正してください。

■ 1. 買収防衛に関する事項

- ・買収防衛策を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収防衛策」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等による当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいいます。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいいます。ここで「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいいます。
- ・当該防衛策の合理性に対する経営陣の評価と意見などを記載することも考えられます。
- ・貴社ホームページで買収防衛策の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。
- ・会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条参照）を決定している場合にはその内容を記載してください。
- ・新規上場申請者が、買収防衛策の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- ・コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後の目標等について記載することが考えられます。

■最終更新日

- ・最終情報更新年月日を記載してください。ホームページへ掲載する閲覧用の報告書には当該年月日が掲載されますのでご注意ください。
- ・新規上場申請者は、上場承認日を最終更新日としてください。

以 上